

○議事日程（令和元年12月20日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第15 議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第16 議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号)

日程第23 議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長 廣 澤 幸 雄

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦 議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和元年第 4 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段を皆さんでよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和元年第 4 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、8 番 吉田太郎君、9 番 早崎百合子君を指名いたします。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第 3、議案第 57 号から日程第 23、議案第 77 号までの 21 議案を一括議題といたします。

この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求め、その後に委員長に対する質疑を行います。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 野村永一君。

○総務民生委員長(野村永一君) それでは、報告いたします。

去る 12 月 12 日、各委員並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定及び一部改正 6 件、その他の協議 1 件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算 5 件の合計 12 件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてに関しましては、1. 具体的な変更点はこの問いに対して、嘱託の園長先生について会計年度任用職員の職になじまないとの理由により、今回改めて職の整理として任期付職員制度を制定するものとの回答でありました。

2. 任期付短時間勤務職員には適用されないという規定の内容はこの問いに対して、任期付短時間勤務職員は、扶養手当・住居手当・単身赴任手当・退職手当が支給対象外になるというものとの回答でした。

3つ目、嘱託から任期付職員に移行した場合、報酬の変化はこの問いに対して、年収ベースで見ると若干上乘せされるとの回答でした。

次に、議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに関しましては、1. 手当や給与体系の変更はこの問いに対して、現在の臨時職員の嘱託職員がそっくりそのまま会計年度任用職員に移行されるとすると、約1,500万円増額する見込みである。増額の要因としては、一定の要件を満たした場合に期末手当が支給対象となることや、現在、通勤手当相当分として賃金に上乘せされているものが通勤手当として支給されるためとの回答でした。

次に、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに関しましては、1. 部分休業の承認を受けて勤務しない場合、給与が減額される規定の対象と金額はこの問いに対して、部分休業は育児や介護の部分休業などいろいろあり、実際の取得時間に応じて減額していくとの回答でした。

2. 公民館長の扱いの変化はこの問いに対して、現在は非常勤の特別職であるが、4月からは会計年度任用職員になる予定。なお、公民館長の給与体系については、現在検討中であるとの回答でした。

次に、議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、養老町のラスパイレス指数はこの問いに対して、今年度は96.2であり、昨年度より0.9ポイント上昇しているとの回答でした。

次に、議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）に関しましては、1. 障害者自立支援給付事業及び重度心身障害者医療事業の扶助費の変更理由はこの問いに対して、当初、予算を組む段階で過去二、三年の伸び率等を参考に新年度予算を組ん

でいるが、今回上半期の伸び率等から推計して、このような数字になっているとの回答でした。

２．障害児通所給付事業が2,000万円ほど増額となっているが、利用人数と金額はの問いに対して、増額の要因となっているのは放課後等デイサービス事業であり、放課後等デイサービス事業については、平成30年10月分が利用人数34名、金額280万円であったものが、令和元年10月は利用人数42名、金額323万3,000円と増額しているとの回答でした。

３．寄附金の振り分けの内容はの問いに対して、御寄附いただいたのは藤井ハウス株式会社であるが、寄附者の意向で教育関係としての藤井文庫や消防の関係、また、まちづくりに割り振りさせていただいたとの回答でした。

４．出産祝い金支給事業50万円の内訳はの問いに対して、１人当たり10万円を５人分、なお、当初23人分を予定していたが、11月末で17名、12月に入ってから２名ふえているとの回答でした。

次に、議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）にしましては、保健衛生技術職員手当の特殊勤務の内容、人数、金額はの問いに対して、特殊勤務の内容は保健衛生事務に従事するもので、人数は保健師１名、金額は給料月額100分の３を超えない程度との回答でした。

次に、議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）にしましては、１．介護サービス給付費負担金の増加要因はの問いに対して、介護保険の対象者は増加しており、給付費は年々増加している状況であるとの回答でした。

次に、議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）及び議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）にしましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定及び一部改正６件、その他の協議１件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算５件の合計12件の議案につきましては、質疑・討論・採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属以外の議員からの経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 水谷久美子君。

○産業建設委員長（水谷久美子君） 去る12月14日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定及び一部改正4件、令和元年度特別会計繰入れの変更2件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算4件、合計10件の議案についてであります。

それでは、委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定についてに関してであります。

運用益金の処理として、具体的な想定はの問いに対して、基本的には利息を想定しているとの回答でした。

2. 有利な有価証券とは誰がどのように判断するのかの問いに対して、仮に果实運用型の基金であればそういうこともできるが、金額が少額であるため、金融機関に預けようと考えているとの回答でした。

3. 徴収の根拠はの問いに対して、国から出ている概要によると令和6年から課税し、納税義務者は国内に住所を有する個人、税率は年額1,000円、市町村が賦課徴収し、個人住民税とあわせて実施するとあるとの回答でした。

4. 近隣市町の議会の動きはの問いに対して、揖斐を除く西濃の市町にお聞きしたところ、安八町は未定で、他は今年度中に条例が制定される見込みとの回答でした。

次に、議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関してであります。

1. 町内で第3種道路に該当する箇所はの問いに対して、今回の改正による自転車通行帯の必要な箇所としては、町内は該当する箇所はない。なお、自転車道についても同じとの回答でした。

2. 今後、該当になる見通しはの問いに対して、第3種の第4級については、自動車の計画交通量が500台以上1,500台未満、第3種の第5級が中央の線がない500台未満ということになり、当面は該当にならないと思っているとの回答でした。

次に、議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関してであります。

1. 第1条の2第2項の経営規模は、給水人口2万9,000人とあるが、人口減による見通しの基準はの問いに対して、これは前回の計画の見直しの際に、県に提出して2万9,000人に修正したもの。

なお、重要計画の見直しのあるときに限って見直しをするもので、定期的な見直しはしていないとの回答でした。

2. 地方公営企業法を運用した場合のメリットは、またそれに伴う全体計画への影響

はの問いに対して、メリットとしては、今までの官庁会計とは違い、経営状況が明確化され、経営の健全化を示しやすくなること。もう一点は、今回新たに減価償却を導入して設備の老朽化の状態などを的確に把握していくことができること。全体計画については、基本的に今までの官庁会計と変わるところはないとの回答でした。

次に、議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてに関しては、初めに田中産業建設部長より議案書の訂正について説明を受けた後、質疑を行いました。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてに関してであります。

町内の1つの組合が利用されていない問題について、その後の進捗状況はの問いに対して、進捗状況はゼロである。なお、新屠場の話も進んでいるため、利用に向けた話をさせていただかなければならないと思っているとの回答でした。

2. 繰入額の上限の想定はの問いに対して、2億や3億というのは当然あり得ないので、どこかの時点で続けていくのか、新屠場ができるまで待つのかという話をさせていただくのがいいかなと思うとの回答でした。

次に、議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてに関しては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）に関してであります。

1. 森林環境譲与税基金積立金177万円の財源内訳はの問いに対して、国・県の補助金という扱いではなく、地方譲与税という税金の扱いになるため、財源としては一般財源になるとの回答でした。

2. 観光費154万円の具体的内容はの問いに対して、昨年12月に附帯決議いただいた夜桜ライトアップ事業が2カ年にまたがっているので、令和元年分として90万円、また、ひょうたんを活用した観光地活性化事業ということで、大垣養老高校の生徒とタイアップしたり、観光協会ともコラボしたワークショップであるとか、養老公園開園140周年に向けた取り組みも行わせていただく。

もう一つ、養老公園開園140周年に向けたにぎわいの創出事業ということで夏に盆踊り大会を実施されたが、来年の140周年を盛り上げるということで手筒花火が養老町独自の行事ということで補助金をいただいたとの回答でした。

3. 新年度は県から相当な補助金をただけるという認識でよいかの問いに対して、それぞれ同じような事業では補助金はいただけない。新しいことをやるということであれば、そういったメニューに沿って県のほうに申請していきたいとの回答でした。

4. 行政直轄ではなく、協力団体、協賛団体でイルミネーションを実施する動きはの問いに対して、地元ではそういう動きはないと思う。なお、養老公園運営協働会議があ

るので、そういった中で県で何とかしてもらえないか要望していきたいとの回答でした。

5. 11月30日にライオンズクラブが養老駅構内で淡墨桜の贈呈式を行ったが、町ではその情報を把握していなかった件に対する見解はの問いに対して、今後はアンテナを張って、観光振興のため各団体と協力しながらやっていけるよう注意したいとの回答でした。

6. 商工関係職員費1,316万1,000円の減額、また土木関係職員費544万7,000円の減額の要因はの問いに対して、商工関係職員費の主な要因としては、当初、職員6人分の人件費を予算計上していたが、うち一人は海津市から派遣されている職員であり、その人件費分は超過勤務分を除き、人事交流の先方で宛てがわれるため。

また、土木関係職員費の主な要因としては、当初、台風などの自然災害による残業も念頭に予算計上してあったが、今年はその台風がなかったため、超過勤務手当を減額したとの回答でした。

次に、議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）に関してであります。

1. 豚コレラの現状はの問いに対して、豚コレラの影響で豚の処理頭数が約2割減となっている。

なお、当町に入ってくる10農場のうち4農場は、いまだ再開のめどが立っていないとの回答でした。

2. 町内で豚を飼っている業者はの問いに対して、町内にはないとの回答でした。

次に、議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）に関しては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関してであります。

1. 下水道整備推進費85万8,000円の内容はの問いに対して、下水道の地方公営企業法の適用に伴い、これまで上水道の納付書などで使用していた電子公印を統一するためのシステム改修に要する費用との回答でした。

以上、審査に付されました条例の制定及び一部改正4件、令和元年度特別会計繰入れの変更2件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算4件、合計10件の議案につきましては、質疑・討論・採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり認定及び可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 産業建設委員会委員長報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、委員会所属以外の議員からの経過及び結果に係る質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより常任委員会付託議案につきまして、日程第3、議案第57号から日程第23、議案第77号まで、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第57号 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第58号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第59号 養老町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第61号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第62号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第63号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第64号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第65号 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第66号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての討

論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第68号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第69号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第70号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第71号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第72号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第73号 令和元年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第74号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第75号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第76号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第77号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審査内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第4回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前10時12分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月20日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子